

令和6年度第1学期中学校給食申込について

※現在、調布市立小学校に在籍していない方が対象となります。

調布市立中学校の給食は学期ごとの選択制で、事前申込制となります。

新1年生1学期の給食について希望の有無を確認するため、下記期間中に「中学校給食申込確認書兼申込書」を御提出ください。給食を申し込む場合は、同時に給食費の振込みをお願いします。なお、調布市立中学校に進学しない場合は、提出不要です。

【給食費の振込及び申込書提出期間】

令和5年12月20日(水)から令和6年2月29日(木)まで

【振込金額】

1学期給食実施予定回数 65回 × 給食費1食単価 340円 = 22,100円

※上記期間内に入金が確認できない場合、給食提供が遅れる場合がございますので、各中学校栄養士まで御連絡ください。

1 給食を申し込む場合(給食を希望する方で、上記提出期間に進学先中学校が確定している方)

(1) 給食費を振り込む。(振込手数料はお申込者様の負担でお願いします。)

- ア 期間内に、インターネットバンキング、ゆうちょ銀行窓口またはATMにて給食費を振り込む。
- イ 振り込む際、必ず「振込依頼人名」に『児童名』を入力してください。
(ゆうちょ銀行の振込用紙(払込取扱票)を使用する場合は、依頼人欄に必ず『児童名』を記入。
入力(記入)がないと学校で振込みの確認ができません。
- ウ 申込書、振込用紙、封筒は各中学校専用ですので、お間違いないようご注意ください。

(2) 「中学校給食申込確認書兼申込書」(びわ色)及び「食物アレルギー等に係る調査中学校用(水色)を提出する。

- ア 「中学校給食申込確認書兼申込書」に氏名等の必要事項を記入する。
- イ 「中学校における食物アレルギー対応について」を確認し、「食物アレルギー等に係る調査中学校用」を記入する。
- ウ 上記「ア」及び「イ」をオレンジ色の封筒に入れて、令和5年12月20日から令和6年2月29日までの期間に、下記のいずれかの方法で提出する。
 - ① 進学する調布市立中学校へ郵送する。(84円切手を貼って投函してください。)
 - ② 進学する調布市立中学校へ持参する。

※事前に中学校へ連絡のうえ、指定する時間にお越しください。

2 給食を申し込まない場合(給食を希望せず、お弁当を持参する方)

(1) 「中学校給食申込確認書兼申込書」(びわ色)及び「食物アレルギー等に係る調査 中学校用」を提出する。
(給食費の振込みは不要です。)

ア 「中学校給食申込確認書兼申込書」に氏名等の必要事項を記入する。

イ 「中学校における食物アレルギー対応について」を確認し、「食物アレルギー等に係る調査 中学校用」を記入する。

ウ 上記「ア」及び「イ」をオレンジ色の封筒に入れて、令和5年12月20日から令和6年2月29日までの期間に、下記のいずれかの方法で提出する。

① 進学する調布市立中学校へ郵送する。(84円切手を貼って投函してください。)

② 進学する調布市立中学校へ持参する。

※事前に中学校へ連絡のうえ、指定する時間にお越しください。

よくある質問

(1) 令和6年2月29日までに進学先が決まらない場合は、どうしたらいいですか。

受験や指定校変更の結果待ち、転居予定などで令和6年2月29日までに申込みができない方は、進学先が調布市立中学校に決まり次第、すみやかに申込書を提出してください。

※提出は、中学校へ郵送または持参してください。

※申込書、振込用紙、封筒は各中学校専用ですので、お間違いないようご注意ください。

(2) 調布市立中学校以外に進学が決まっている場合は、どうしたらいいですか。

私立中学校等への進学や市外への転出が決まっていて、調布市立中学校に進学しない方は、申込書の提出は不要です。

※私立・国立・都立の中学校へ入学されるときは必ず「入学承諾書」「入学許可書」を学務課へ提出してください (郵送可)。

「入学承諾書」提出に関するお問い合わせ 学務課学務係 042-481-7473

給食申込に関するお問い合わせ 学務課保健給食係 042-481-7476

《その他注意事項等》

- 新たに「中学校給食申込確認書兼申込書」が必要となった場合は、教育委員会学務課保健給食係または進学先中学校の栄養士へお問い合わせください。
- 令和6年度2学期以降の申込みについては、入学後、各中学校からの通知で御確認ください。

アレルギー疾患のある生徒への対応について

日頃より、調布市立学校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、昨今のお子様を取り巻く健康課題のひとつにアレルギー疾患があります。アレルギー反応に起因する病態には、気管支ぜん息や食物アレルギー・アナフィラキシーのように緊急の対応を要する疾患があります。このため、お子様が「安全・安心」に学校生活を送ることができるように学校においても取組を行っています。アレルギー疾患がある場合は、学校にお知らせください。なお、学校での対応を希望される場合は、下記の内容をよくお読みのうえ、各学校にお申し出ください。学校の状況によって、全てのご要望にお応えできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

1 アレルギー疾患対応取組みの流れ

Step 1

アレルギー疾患対応が必要かどうかを家庭にて検討する

記

検討のPoint

- (1)医師の診断が「中等症」以上
※食物アレルギーの場合は、
 - ①医師の診察や検査により、アレルギーであることが明確な場合。
 - ②アレルゲンが特定され、医師からアレルギー対応の指示・指導をされている場合。
 - ③家庭でもアレルギー対応を行っていること。
- (2)アレルギー疾患に対する配慮・管理を希望する

Step 2

アレルギー疾患対応を希望する旨を学校へ申し出る

学校から

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等を渡します。

Step 4

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をもって医療機関を受診する

医師にお子様のアレルギーについて診断してもらい、必要事項を記入してもらってください。医療機関によって、文書料が発生する場合があります。

Step 5

アレルギー疾患に対する取組の開始

医師の作成した管理指導表を基に、学校生活における配慮や管理についてご相談させていただきます。

※食物アレルギーのあるお子様への給食の対応については、裏面をご覧ください。

【問い合わせ先 調布市教育委員会 教育部 学務課 保健給食係 042-481-7476（直通）】

中学校における食物アレルギー対応について

調布市立中学校では、親子方式での給食の提供のため、食物アレルギーのある生徒に対して除去食を提供しておりません。しかし、学校生活においては給食以外でも、食物を摂取したり、接触したりする場合がありますので、食物アレルギーがある場合は学校に必ずお申し出ください。

1 アレルギー対応に係る必要書類の提出について

学校での配慮が必要な場合は、必ず以下の書類を学校へ提出してください。学校は、提出された書類を基に面談を行い、学校生活においての対応を検討いたします。

(1) 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)

※医師に記入してもらった後、同意欄に署名

(2) 食物アレルギー個別取組プラン

※「6 情報の共有について」まで記入し、同意欄に署名

(3) 緊急時個別対応カード

2 給食での対応について

(1) 市立学校の学校給食では「そば」・「ピーナッツ」・「一部の種実類（アーモンド、カシューナッツ、くるみ、けし、ピスタチオ、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ペカンナッツ、マカダミアナッツ、まつ）」を使用しません。

(2) 学校は、保護者から管理指導表が提出され、さらに希望があった場合は、使用する調味料・加工品等の原材料表や全ての食材が明記された「詳細献立表」をお渡します。ご家庭で確認していただき、原因食物が含まれるメニューは、給食の際に、量や体調等に関わらず、お子様ご自身で除去(食べない)していただきます。

なお、調布市の学校給食では、完全除去を基本としています。鶏卵、調味料、コンタミネーション（微量混入）については例外としていますが、他の食物については、管理指導表に一部除去と記載がある場合及び自宅で少量食べている場合も、全て除去していただきます。そのため、家庭から代替品をご持参いただく場合も、原因食物の含まれていないものをご持参ください。

(3) 生徒の健全な発育発達の観点から、不要な食事制限をしないことが重要です。食品によっては年齢を経るごとに耐性化（食べられるようになること）することが知られています。食物負荷試験などで耐性化を確認することも検討してください。

(4) 自己除去した食材に伴う給食費の返金はできませんのでご了承ください。

【R4年3月改訂】